

電子交換所設立に伴う諸手数料の変更について

【変更内容】 下線部が変更部分

変 更 後						変 更 前								
		同一店内	当組合 本支店あて	系統金融機関 あて	他金融機関あて				同一店内	当組合 本支店あて	系統金融機関 あて	他金融機関あて		
送金手数料		-	無料	440円/件	普通扱い(送金小切手) 660円/件		送金手数料		-	無料	440円/件	普通扱い(送金小切手) 660円/件		
振 込 手 数 料	窓口				文書扱い	電信扱い	振 込 手 数 料	窓口				文書扱い	電信扱い	
	5万円未満	110円/件	110円/件	220円/件	600円/件	600円/件		5万円未満	110円/件	110円/件	220円/件	600円/件	600円/件	
	5万円以上	110円/件	110円/件	440円/件	770円/件	770円/件		5万円以上	110円/件	110円/件	440円/件	770円/件	770円/件	
	機械利用							機械利用						
	5万円未満	55円/件	55円/件	110円/件		380円/件		5万円未満	55円/件	55円/件	110円/件		380円/件	
	5万円以上	55円/件	55円/件	330円/件		550円/件		5万円以上	55円/件	55円/件	330円/件		550円/件	
	自動化機器利用							自動化機器利用						
5万円未満			110円/件		270円/件	5万円未満			110円/件		270円/件			
5万円以上	無料	無料	330円/件		440円/件	5万円以上	無料	無料	330円/件		440円/件			
インターネット バンキング利用						インターネット バンキング利用								
5万円未満	無料	無料	110円/件		270円/件	5万円未満	無料	無料	110円/件		270円/件			
5万円以上			330円/件		440円/件	5万円以上			330円/件		440円/件			
法人ネットバンク、J Aデータ伝送サービス利用(振込・総合振込)						法人ネットバンク、J Aデータ伝送サービス利用(振込・総合振込)								
5万円未満	無料	無料	110円/件		220円/件	5万円未満	無料	無料	110円/件		220円/件			
5万円以上			110円/件		330円/件	5万円以上			110円/件		330円/件			
代金取立手数料	①交換所で取引を行うもの ②交換所を通さず郵便等で取立を行うもの			440円/通	1,100円/通	代金取立手数料	同一交換地域内	遠隔地	普通扱い	至急扱い	220円/通	280円/通	500円/通	720円/通
その他諸手数料	送金・振込の組戻料 ただし、当組合の店内については無料、本支店間の組戻しについては、110円/件とする。					880円/件	その他諸手数料	送金・振込の組戻料 ただし、当組合の店内については無料、本支店間の組戻しについては、110円/件とする。					500円/件	
	不渡手形返却料					1,100円/通		不渡手形返却料	500円/通					
	取立手形組戻料					1,100円/通		取立手形組戻料	500円/通					
	取立手形店頭提示料 ただし、 <u>所定手数料</u> を超える取立費用を要する場合はその実費を徴求する。					1,100円/通		取立手形店頭提示料	500円/通					
地方税の収納機関への振込 <u>納付書1枚につき振込先金融機関に応じた窓口利用の手数料とする。</u> <u>ただし、全期分もしくは複数期分を一括納付する場合は1件分の手数料を適用する。なお、新潟県内分は無料とする。</u>							地方税の収納機関への振込 <u>ただし、新潟県内分は無料とする。</u>						330円/通	
(注) 1. 機械利用とは、MT・電子媒体による交換、定額自動送金、登録総合振込を利用した振込。 2. 自動化機器利用とは、ATM(現金自動貯払機)を利用した振込。 3. インターネットバンキング利用とは、パソコン・携帯電話を利用した振込。 (削除)						(注) 1. 機械利用とは、MT・電子媒体による交換、定額自動送金、登録総合振込を利用した振込。 2. 自動化機器利用とは、ATM(現金自動貯払機)を利用した振込。 3. インターネットバンキング利用とは、パソコン・携帯電話を利用した振込。 <u>4. 代金取立手数料の同一交換地域とは、同一地内にある金融機関が加盟している交換所の区域を言う。遠隔地とは、同一交換地域以外の島内交換所及び新潟・長岡交換所までをいう。また、普通扱いは集中取立、至急扱いは個別取立のことをいう。</u> <u>5. 本表の金額には、消費税及び地方消費税の10%を含む。</u>								
<u>4. 本表の金額には、消費税及び地方消費税の10%を含む。</u>						<u>5. 本表の金額には、消費税及び地方消費税の10%を含む。</u>								

変更日:令和4年9月5日